

栃木市地方就職支援補助金

栃木県内の企業へ就職内定し、本市へ移住予定の
東京圏の大学生の就職活動に伴う交通費の一部を助成します。

対象者

本部が都内にある大学の東京圏（※）にあるキャンパスに在学する卒業年度の学生
【対象者の要件は裏面に記載】

※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

補助の対象となる費用・補助金額

令和7年6月1日から令和8年1月31日までの間の採用選考にかかる公共交通機関
の往復交通費（※） 1人1回限り、上限5,390円

※内定先企業が交通費を支給している場合は、その額を差し引いた額

申請期間

令和7年10月1日～令和8年2月28日

申請方法

申請を予定されている方は、問合せ先へ事前に相談のうえ、以下の必要書類を提出
してください。

- (1) 栃木市地方就職支援補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 補助金申請に関する誓約書及び同意書（別記様式第2号）
- (3) 移住元の住所を確認できる書類※
- (4) 在学証明書（卒業年度であることが確認ができるもの）
- (5) 内定証明書（別記様式第3号）
- (6) 本人であることを確認できる書類（学生証、免許証等の写し）
- (7) 交通費を支払ったことが確認できる書類（交通費の領収書または利用履歴証明書）
- (8) 振込先口座が確認できる書類



栃木市マスコットキャラクター
とち介

※現居住地に住民票を異動していない場合は、アパートの賃貸借契約書や公共機関が発行した郵便物等で、現住所と申請者本人の氏名が確認できる書類を2種類以上ご用意ください。

問合せ先

栃木市 地域政策課 地域政策係（市役所3階 3A-3）
TEL：0282-21-2453

対象者の要件（次の１～４すべてを満たす方）

１．移住元に関する要件

- 大学（大学院や短大等は除く）の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、その大学を卒業する見込みであること。
- 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

２．移住先に関する要件

- 栃木県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- 卒業後に上記内定企業に就職し、栃木市に移住する意思を有していること。

３．就業に関する要件

（１）就業先に関する要件

- 勤務地が栃木県内に所在すること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（２）就業条件等に関する要件

- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- 栃木市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

４．その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他、栃木県または栃木市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

注意事項（地方就職支援補助金の返還について）

補助金交付後、下記の要件に該当する場合は、補助金の全部または一部を返還していただきます。

１．全額の返還

- 虚偽の申請をした場合
- 補助金の交付申請日から１年以内に補助金の交付申請に係る要件該当企業に就職しなかった場合
- 補助金の交付申請日から１年以内に栃木市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に栃木市に住民票がある場合を除く。
- 就職した日から１年以内に就職した要件該当企業を退職した場合。ただし、退職した日から３月以内に栃木県内の他の要件該当企業に就職する場合を除く。
- 栃木市に転入した日から３年未満の期間に市外に転出した場合

２．半額の返還

- 栃木市に転入した日から３年以上５年以内の期間に市外に転出した場合